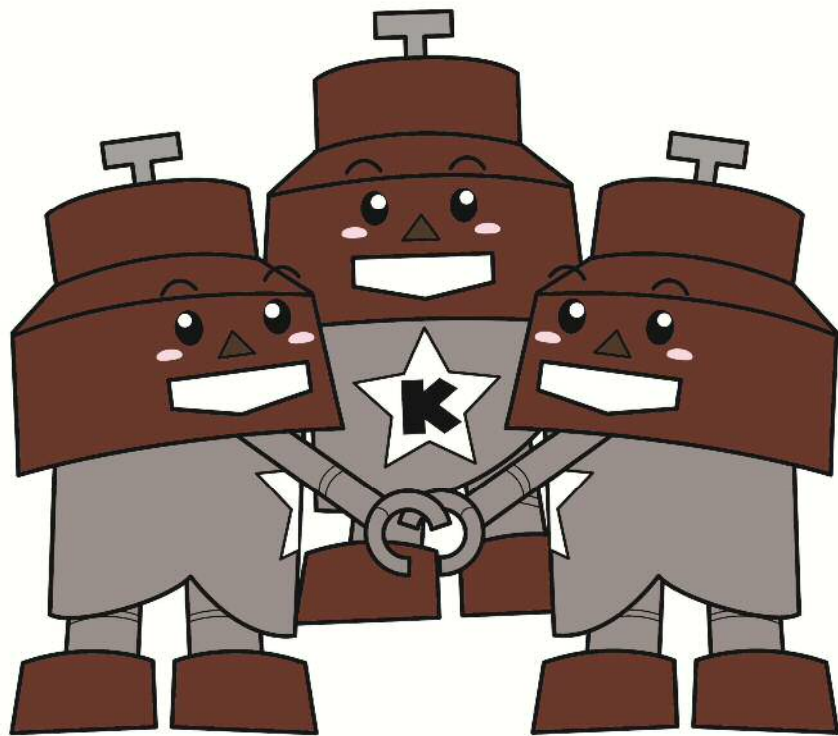


町会・自治会 と 市役所



川口市マスコット「きゅぼらん」

～「さらなる選ばれるまち川口」を目指して～

目 次

・町会・自治会に関すること	1
・川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例	2
・個人情報への取扱い	4
・会議に関すること	5
・感謝状	6
・会長等変更の手続き	7
・コミュニティ活動補償制度	8
・公共的活動傷害見舞金支給制度	8
・町会相談員制度	9
・補助金・交付金・報償金・手数料	10
・広報活動	16
・防犯・防災活動	17
・交通安全活動	19
・青少年活動	19
・環境・衛生活動	20
・民生委員児童委員活動	23
・老人クラブ活動	23
・スポーツ活動	24
・社会福祉協議会	25
※問い合わせ先一覧表	26

町会・自治会に関すること

お問い合わせ:自治振興課 048-242-3621

◆町会・自治会活動とは

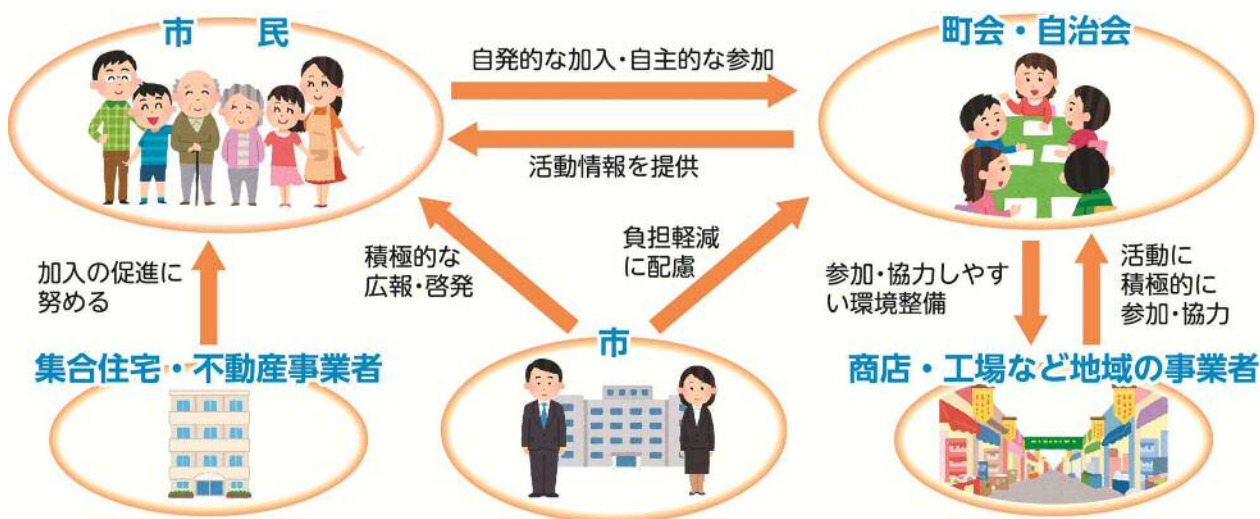
うるおいのある心豊かな生活の実現とより良い地域づくりのために、自主的な活動の場として地域コミュニティは今後ますます重要なものとなります。

なかでも、災害が発生したときなどは、この地域コミュニティの共助が大きな力を発揮します。

地域の担い手である町会・自治会は、本市のパートナーとして、相互に協力し合い住みよい地域づくりを推進することが大切です。

また、平成30年9月に川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例が施行されました。

この条例は、市民、町会・自治会及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにすることにより協働体制を整え、市民の町会・自治会への加入及び参加を促進し、地域社会において相互に支え合い、安心して快適に暮らせる地域社会を実現することを目的としております。



※「川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例」の条文は次ページに掲載しております。

○川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例

平成30年9月27日条例第76号

川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町会・自治会が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、町会・自治会への加入及び参加の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市民、町会・自治会及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民がその地域社会において、相互に支え合い、安心して快適に暮らせる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会・自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成し、及び組織された団体であって、その区域の住民相互の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としているものをいう。
- (2) 市民 市内に在住する者をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有して事業を営む個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 町会・自治会への加入及び参加を進めるに当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 町会・自治会は、平時、災害時等において防災、防犯、交通安全、青少年の健全育成、まちの美化等、市民がその地域において安心して快適に暮らす上で重要な役割を担っているものであること。
- (2) 町会・自治会の活動は、会員相互の協力、支え合いの精神に基づくものであり、その運営に当たっては、自律性及び多様な価値観が尊重されるべきこと。
- (3) 市民が町会・自治会に加入し、その活動に参加するに当たっては、自発性及び自主性が尊重されるべきこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を理解し、自発的に町会・自治会に加入し、自主的に参加するよう努めるものとする。

(町会・自治会の役割)

第5条 町会・自治会は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、市民の自発的な町会・自治会への加入及び自主的な参加並びに市民との交流を促進するよう努めるものとする。

2 町会・自治会は、自らの活動に関する情報を市民に提供するよう努めるものとする。

3 町会・自治会は、基本理念を踏まえ、町会・自治会活動が市民及び事業者にとって参加し、及び協力しやすいものとなるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念を理解し、その事務所又は事業所の所在する地域の町会・自治会の活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の町会・自治会に加入すること及び活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

3 集合住宅（マンション、共同住宅その他の同一棟内に複数の住戸が集合している建築物をいう。）の建築、販売又は管理を業とする事業者は、当該集合住宅の存する地域の町会・自治会との連携及び調整を行い、当該集合住宅の入居者に対し、当該地域の町会・自治会への加入の促進に努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、市民が町会・自治会に自発的に加入し、自主的に参加することへの理解を深めるため、町会・自治会と連携し、積極的な広報、啓発等を行うよう努めるものとする。

2 市は、事業の実施に当たり町会・自治会と連携協力をするとき、町会・自治会の負担の軽減に配慮するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町会・自治会の運営をするにあたり、会員の氏名や住所のような個人情報は欠かせません。しかし、情報化が進む現代においては、ひとたび個人情報の漏洩が起これば、重大な被害を受けるおそれがあります。以下の点に注意して、適切な個人情報の取扱いに努めてください。

◆ 個人情報を収集・利用するとき

- 1 個人情報の収集は必要最低限に留めてください。
- 2 個人情報を収集するときは、相手に目的を伝え、同意を得てください。
- 3 個人情報を利用するときは、目的の範囲内に行ってください。
- 4 個人情報の利用目的を超えて利用する場合は、事前に本人の同意を得てください。

◆ 個人情報の管理

- 1 個人情報の管理について、ルールを決めてください。
- 2 個人情報を漏えい・紛失することがないように、適切な管理を心がけてください。
- 3 使わない個人情報は適宜廃棄・削除してください。
- 4 町会・自治会が保有する個人情報を本人から開示や訂正するよう求められたときには、可能な限り対応してください。

◆ 個人情報の提供

- 1 収集した個人情報を第三者に提供するときは本人の同意を得てください。
- 2 個人情報を第三者に提供したときは記録を残してください。

◆ 連合町会長会議について

市内の19地区連合町会長及び市長、関係課長等が一同に会する会議を開催しております。

この会議では、市政への意見や要望を聴き、それらについての情報交換を行っています。

〈令和6年度の開催予定〉

連合町会長会議:第1回 4月24日(水)

第2回 10月22日(火)

第3回 令和7年1月21日(火)

◆ 町会長会議について

市内の全町会・自治会の会長及び市長、副市長、関係部長等が一同に会する会議を開催しています。

この会議では、市からの連絡事項等を説明し、それらについての情報交換を行っています。

〈令和6年度の開催予定〉

全市合同町会長会議:第1回 5月28日(火)

第2回 11月21日(木)

◆町会・自治会役員が退任されたときの感謝状贈呈制度

市政の推進に協力いただくべく、役員として町会・自治会運営に尽力され退任された方を対象に毎年9月に感謝状を贈呈しています。

〈退任役員に対する感謝状贈呈基準〉

1 役員の種類

(1)町会・自治会長

(2)町会・自治会副会長、会計及び監事

(3)事業の種類に応じて設置した各部の部長・副部長

(4)町会・自治会の区域を区分した小区域の長(例:班長など)

(5)理事、幹事などの名称の町会・自治会全体の運営に携わる役員

2 贈呈の対象になる在任年数

役員として4年以上在任し退任した方が対象となります。

ただし、町会・自治会活動等に特に功績のあった方については2年以上の在任年数で対象とし、町会長・自治会長については在任年数の制限はありません。

3 すでに感謝状を贈呈した方に対する措置

上記基準に基づいて感謝状の贈呈を受けた方が改めて役員に就任したときは、その再就任時から在任年数を計算し、過去の感謝状贈呈の対象となった年数は通算しません。

※ 町会・自治会長及び町会・自治会役員が急逝された場合、自治振興課までご連絡ください。

◆ 連合町会長の就任に伴う関係書類の提出について

会長が変更となった場合、以下の書類を必ず自治振興課へご提出ください。

＜提出書類＞

① 連合町会長就任届

② 債権者登録申請書

※ 口座名義が会長以外(会計部長名など)の場合には、債権債務者登録申請書内の委任状欄へ記入が必要になります。

◆ 町会・自治会長の就任に伴う関係書類の提出について

会長が変更となった場合、以下の書類を必ず自治振興課へご提出ください。

＜提出書類＞

① 町会・自治会長就任届

② 債権者登録申請書

③ 写真

※ ①、②の書類は、市のホームページからダウンロードできます。

※ 口座名義が会長以外(会計部長名など)の場合には、債権債務者登録申請書内の委任状欄へ記入が必要になります。

※ 上記会長変更以外で町会・自治会の口座を変更するとき

市からの補助金などが振り込まれる町会・自治会口座の名義や口座番号を変更する場合には、次のとおり手続きをしてください。

「債権者登録申請書」に振込先金融機関・口座名義・口座番号などを正確に記入し、提出してください。

※ なお、口座名義が町会長・自治会長以外(会計部長名など)の場合には、債権債務者登録申請書内の委任状欄へ記入が必要になります。

「債権者登録申請書」の用紙は、市のホームページからダウンロードができます。

コミュニティ活動補償制度

お問い合わせ:自治振興課 048-242-3621

◆町会・自治会活動中に起きた事故に対する補償制度

町会・自治会の活動中に思わぬ事故が発生し、指導者の方が行事の参加者やその他第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合や、行事の準備や片付け等で、役員の方がケガをしたり、死亡した場合等に備える補償制度です。

※町会・自治会活動の参加者は対象外です。参加者に対する保険は、町会・自治会において必要に応じ加入してください。

※役員の方がケガを負わせてしまったり、ケガをしてしまった場合は自治振興課までご連絡ください。所定の手続きをご案内いたします。

公共的活動傷害見舞金支給制度

お問い合わせ:自治振興課 048-242-3621

◆公共的活動において発生した事故の救済制度

以下に該当する公共的活動中に全治1週間以上のケガをしてしまった場合に見舞金が支給される制度です。

ただし、川口市スポーツ・レクリエーション傷害見舞金に関する規則に基づく傷害見舞金の支給を受けられる場合は対象となりません。

※活動中にケガしてしまった場合は自治振興課までご連絡ください。

＜公共的活動＞

- ・環境衛生事業
- ・交通安全事業
- ・防火及び防犯事業
- ・その他上記に類似する奉仕事業 など

◆町会相談員制度について

町会・自治会と市とのパイプ役として 各町会・自治会に課長補佐職以上の市職員を1名配置しております。市への相談事項がある場合は、遠慮なく町会相談員へご連絡ください。

＜町会相談員の業務＞

- ・町会・自治会の市に対する要望の聴取及び処理に関すること。
- ・市政に係る事項の町会・自治会への連絡に関すること。
- ・町会・自治会の運営及び活動への助言に関すること。
- ・その他町会・自治会と市の連絡調整に関すること。

※担当の相談員が不明な場合は、自治振興課までお問い合わせください。

補助金・交付金・報償金・手数料

詳細は各ページに掲載しております。お問い合わせは各担当課・室へお願いします。

連合町会単位

- ・地域コミュニティ活動活性化事業補助金 ……11ページへ

町会・自治会単位

- ・町会会館建築事業等補助金 ……11ページへ
- ・広報活動報償金 ……11ページへ
- ・広報紙配布手数料 ……11ページへ
- ・自主防災組織活動補助金(一部連合単位あり) ……12ページへ
- ・自主防犯組織活動補助金 ……13ページへ
- ・町会防犯灯設置費補助金 ……13ページへ
- ・町会防犯灯電気料補助金 ……13ページへ
- ・町会防犯カメラ設置費補助金 ……13ページへ
- ・交通災害共済加入事務手数料 ……14ページへ
- ・環境衛生活動報償金 ……14ページへ
- ・環境衛生補助金 ……14ページへ
- ・3R推進活動等助成金 ……14ページへ
- ・緑のまちづくり地域緑化事業補助金 ……14ページへ
- ・公園管理作業奉仕団体報償金 ……14ページへ
- ・街路緑地帯愛護会報償金 ……14ページへ

その他

- ・日赤活動資金普及助成金 ……15ページへ
- ・老人クラブ活動助成金 ……15ページへ
- ・文化振興助成事業 ……15ページへ

※口座情報の変更があった場合は7ページを確認し、必要書類の提出をお願いします。

《各補助金・交付金・報償金・手数料の詳細は、以下のとおりです。》

連合町会単位

◆地域コミュニティ活動活性化事業補助金 自治振興課:048-242-3621

地区連合町会が協働及び共助の理念に基づき、住みよい地域づくりを目的として行う事業に対して、1町会・自治会あたり65,000円に各年度の4月1日現在における当該地区連合町会に属する町会・自治会の数を乗じて得た額を当該年度の限度額として地区連合町会に補助します。

各町会・自治会における加入促進に関する事業について、単一町会・自治会に50,000円を上限として、その事業費を補助します。

町会・自治会単位

◆町会会館建築事業等補助金 自治振興課:048-242-3621

町会会館の建築事業等(新築、増・改築、修繕、土地購入)について補助します。

前年度に、実施計画を提出した町会・自治会に対し、実施する事業年度に補助します(補助金額は、1,000円未満を切り捨て)。

事務費(設計料・各申請料等)、外構工事費、解体費、備品・家具類の購入等は、補助対象外

(1)新築 補助対象経費の3分の2以内で、条件を満たし、県に承認された場合は、13,000,000円を限度として交付します。

(2)増改築・修繕 補助対象経費の2分の1以内で、5,000,000円を限度として交付します。

(3)土地購入 補助対象経費の3分の1以内で、5,000,000円を限度として交付します。

◆広報活動報償金 自治振興課:048-242-3621

市が町会・自治会にお願いする各種の広報活動に対する報償金として、1町会・自治会あたり15,000円と広報かわぐちの月平均配布世帯数×130円の合計額を翌年度4月以降に交付します。

◆広報紙配布手数料 広報課:048-259-7628

配布手数料は、1部38円×配布部数で、上半期(4月～9月)、下半期(10月～3月)の2期に分け、上半期分は10月以降に、下半期分は4月以降に各町会・自治会へ支払います。

◆自主防災組織活動補助金(一部連合単位あり) 危機管理課:048-242-6357

自主防災組織(町会・自治会)及び地区防災連合会(連合町会)の防災に関する活動の推進及び意識の向上並びに地域防災力の向上を図ることを目的として以下の補助を行っています。

1 新たな組織の結成に係る経費

(1) 自主防災組織

組織構成世帯数に250円を乗じた額に、組織割300,000円を加算した額以内で購入する資機材及び倉庫の合計額に対し、800,000円を限度に補助します。

(2) 地区防災連合会

購入する資機材の合計額に対し、1,500,000円を限度に補助します。

2 資機材の購入及び点検整備に係る経費

(1) 自主防災組織

200,000円を限度に、購入する資機材の合計額の1/2を補助します。

(2) 地区防災連合会

400,000円を限度に、購入する資機材の合計額の1/2を補助します。

3 防災倉庫等の購入及び整備に係る経費

200,000円を限度に、自主防災組織及び地区防災連合会が防災倉庫等を新規に整備する場合又は整備した防災倉庫等が7年を経過し整備する場合に係る経費の合計額の1/2を補助します。

4 防災訓練の実施に係る経費

(1) 単独

自主防災組織が単独で防災訓練を実施した場合、当該訓練に係る経費の合計額に対し、40,000円を限度に補助します。

(2) 共同

自主防災組織が単独で、その地区内の洪水時一時緊急避難施設と共同して施設の特性を踏まえた垂直避難訓練を実施した場合、当該訓練に係る経費の合計額に対し、70,000円を限度に補助します。

(3) 合同

自主防災組織が他の組織と合同で防災訓練を実施した場合、当該訓練に係る経費の合計額に対し、それぞれ30,000円を限度に補助します。

(4)連合

地区防災連合会が、防災訓練を実施した場合、当該訓練に係る経費の合計額に対し、120,000円を限度に補助します。

5 地区防災計画等の作成に係る経費

自主防災組織及び地区防災連合会が、地区内の当該世帯に配布するため、又は変更等の理由により更新するために係る経費の合計額に対し、75,000円を限度に補助します。

◆自主防犯組織活動補助金

防犯対策室:048-242-6361

町会・自治会等が自主防犯活動をするために必要なジャンパーやベスト、帽子、腕章、誘導灯などの防犯資機材を購入する場合、購入費の3分の2で、1回目は50,000円を限度に補助し、2回目以降は2年経過後25,000円を限度に補助します。

また、補助金を受けてから3年以上経過している場合は、購入費の3分の2で、50,000円を限度に補助します。

※50,000円での補助対象期間を10年から3年へ短縮しました。

2回目以降の補助金額を20,000円から25,000円に増額しました。

◆町会防犯灯設置費補助金

防犯対策室:048-242-6361

夜間の犯罪防止のため、町会・自治会が私道に防犯灯を設置する場合、LED灯1基につき設置費の3分の2で25,000円を限度として補助します。

既存の防犯灯を修繕する場合(球切れや撤去のみは除きます。)、LED灯1基につき修繕費の3分の2で20,000円を限度として補助します。

※修繕での補助金額の上限額を18,000円から20,000円に増額しました。

◆町会防犯灯電気料補助金

防犯対策室:048-242-6361

町会・自治会が設置した防犯灯の電気料は、全額補助します。補助対象期間は、1月から12月の1年分です。補助申請には、電力会社の領収書のコピーが必要となります。

※防犯カメラの電気料は除きます。

◆町会防犯カメラ設置費補助金

防犯対策室:048-242-6361

地域の犯罪抑止力の向上のため、町会・自治会が防犯カメラを設置する場合、1台につき200,000円を限度として補助します。

また、市の補助金の交付を受けて町会・自治会が設置し、5年間運用したカメラについて、故障により修繕が必要となったものに対し、1台につき、修繕費の4分の3で150,000円を限度として補助します。

◆交通災害共済加入事務手数料 交通安全対策課:048-259-9023

共済期間の開始前に、団体加入一括とりまとめをしていただいた町会・自治会等に対し、1人につき38円の加入事務手数料をお支払いします。

◆環境衛生活動報償金 生活衛生課:048-229-3913

町会・自治会の環境衛生活動(道路側溝等の泥上げ清掃等)を対象とし、環境衛生活動実施報告書を基に、実施回数(4回を限度)に3,000円を乗じた額を予算の範囲内で交付します。

◆環境衛生補助金 生活衛生課:048-229-3913

町会・自治会の環境衛生活動に必要な機械器具等を購入した場合、購入額の40%以内で助成するもので、申請書等を提出していただき、審査の上、予算の範囲内で交付します。

◆3R推進活動等助成金 リサイクルプラザ:048-228-5306

詳細は22ページの「3Rから地域コミュニティの活性化を!!」をご覧ください。

◆緑のまちづくり地域緑化事業補助金 みどり課:048-242-6335

申請のあった地域の公道等の緑化事業を行う団体に対し年500,000円以下で補助します。

◆公園管理作業奉仕団体報償金 公園課:048-242-6337

公園の清掃、除草等管理作業を奉仕的に行う町会・自治会やその他の団体に対し、1公園につき年額5,000円と管理面積1㎡につき28円を乗じた金額を、またトイレ清掃を行っている公園は1公園につき年額に5,000円を加算し、9月及び翌年3月の2回に分けて交付します。

◆街路緑地帯愛護会報償金 公園課:048-242-6337

街路緑地帯の清掃、除草等管理作業を奉仕的に行う愛護会に対し、1団体につき年額5,000円と管理面積1㎡につき130円を乗じた金額を、9月及び翌年3月の2回に分けて交付します。

その他

◆日赤活動資金普及助成金

福祉総務課:048-259-7647

日本赤十字社の主な事業である献血・り災者援護事業を一層推進するために、その年に実施した、日赤活動資金募集実績額の10%(100円未満切捨て)に均等割(1地区 10,000円)を加えた額を毎年地区社協に助成します。

◆老人クラブ活動助成金

長寿支援課:048-259-7651

川口市老人クラブ連合会に加盟している単位老人クラブの会員数(30名以上)及び、活動状況に応じて1クラブ年額 10,000円～130,000円を毎年6月下旬頃、各単位老人クラブに助成します。

◆文化振興助成事業

文化推進室:048-258-1116

市内に住所を有する、又は市内に活動の本拠を有する団体や個人が自主的に行う文化芸術活動、又は文化芸術に接する機会を提供する事業を、市内において開催するものに対して助成します。

文化芸術活動の成果発表事業については、助成対象経費の2分の1以内の額で、200,000円を限度とします。

刊行物の発行事業については、助成対象経費の2分の1の額で、100,000円を限度とします。

◆ 広報かわぐちの配布

「広報かわぐち」は、毎月末日(土・日曜日、祝日の場合は前日)に運送業者を通じて、各町会・自治会の指定場所にお届けし、各世帯へ配布していただいています。

市では、町会・自治会を通じて広報紙を市民のみなさんにお届けしていますので、町会・自治会未加入世帯にも配布をしてください。

また、配布部数に変更があるときは、毎月15日までに広報課までご連絡ください。

◆ 市の掲示板の移設・修繕

＜移設が必要となった場合＞

移設時期、新しい候補地などを町会・自治会で調整のうえ広報課にご相談ください。

＜修繕が必要となった場合＞

掲示板上部には、それぞれ整理番号がついています。番号と破損の状況を広報課までご連絡ください。

※現在、掲示板の新設は原則として行っていません。



◆ みんなでつくりよう安全・安心のまち

防犯対策室:048-242-6361

町会・自治会等が自主防犯組織を結成し、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という防犯意識の啓発や地域の防犯パトロールの実施などによって、刑法犯認知件数は減少傾向にあります。

＜防犯パトロール活動の心がまえ＞

- ・防犯パトロールの実施により、安全な地域環境がつけられ、犯罪発生の防止や青少年の健全育成につながります。
- ・活動するには、1チーム5～6人が適当で、目立つようにジャンパーやベストなどを着用して周囲にアピールすることが大切です。
- ・活動中は、地域の人に挨拶など声をかけると効果的で、連帯感や安心感が生まれます。これが、犯罪が起りにくい環境づくりにつながります。
- ・活動中、事件や事故を発見した場合、速やかに110番通報するのが適切です。

◆ 犯罪情報の提供

防犯対策室:048-242-6361

市内不審者情報や犯罪情報を川口市ホームページに掲載しています。

また、「きらり川口情報メール」の「防犯情報」配信を希望する方には、登録したメールアドレス等に、警察から提供のあった犯罪発生事案や不審者情報などを配信するサービスを実施しています。

◆ 川口市消火器消火薬剤の詰替え等申請

消防局予防課:048-261-8371

消火器を火災において使用した場合に、当該消火器の消火薬剤を無償で詰替えます。

また、型式承認の失効、消火器に表示されている使用期限の超過等により、当該消火器が消火薬剤の詰替えを行うことができないものであるときは、消火薬剤の詰替えに代えて、消火器を支給します。

＜申請対象＞

市内における火災の消火に使用したもので、次に掲げる種別のものが対象になります。

ただし、火災が発生した建物の所有者、管理者及び占有者並びに火災が発生させた者及び火災

の発生に直接関係がある者が所有し、管理し、又は占有するものを除きます。

- 1 粉末消火器4型以上20型以下
- 2 前1に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

＜申請手続＞

火災現場で消防職員の確認を受けた上、受持ちの消防署(分署)で申請手続きを行ってください。

◆川口市の消防団組織

消防局消防総務課:048-261-8102

市内には消防局・消防署(分署)の他に地域住民の安全を自らの手で守ろうとする非常勤の「消防団」が組織されています。

この「消防団」は火災等の災害時に消防職員と緊密な連携のもとに防災活動にあたっています。消防団は、1団本部、11支団で構成され、29台の消防ポンプ自動車を所有しています。

◆川口市防火防災訓練災害補償

消防局消防総務課:048-261-8103

防火防災訓練に参加して、訓練中の事故で死亡、または傷害を受けて医師の治療を受けた場合等に、その費用を補償するものです。

＜該当する訓練＞

- 1 市が行う防火防災訓練で、市内の民間防火防災組織が参加したもの。
- 2 町会・自治会や自主防火防災組織等が自主的に行う防火防災訓練で、事前に防火防災訓練計画届出がなされたもの。

※届出は事前に最寄りの消防署(分署)にしてください。

交通安全活動

お問い合わせは各担当課へお願いします

◆交通安全施設の整備

安全で円滑な交通を目指し、交通管理者である警察及び道路管理者である各自治体などでは様々な対策を進めています。市は管轄警察署への要望の窓口となるほか、道路管理者として各種交通安全施設の整備に努めています。

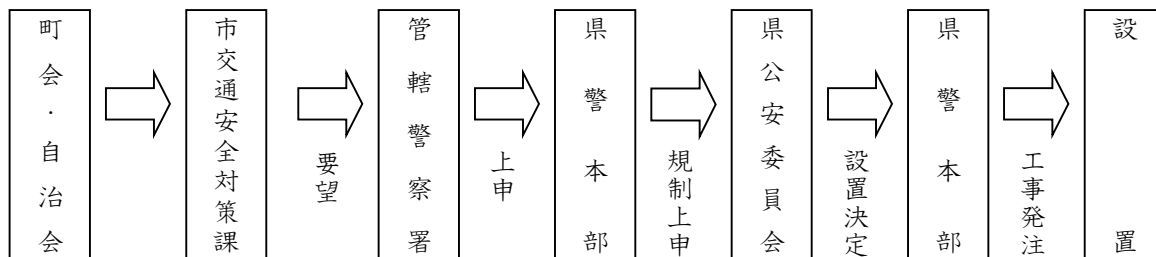
各管理者が整備する施設は次の通りです。

■警察が設置する施設

交通安全対策課:048-259-9003

交通規制に基づく標識・標示、信号機、横断歩道等

※要望から設置の流れ



■市が設置する施設

道路維持課:048-280-1217

- (1)道路照明灯 (2)カーブミラー (3)ガードレール及びガードフェンス
- (4)案内標識、警戒標識、注意標識 (5)赤色回転灯 (6)フラッシャーリベット
- (7)白線等(横断歩道・停止線等の交通規制に伴う標示は除く)

青少年活動

お問い合わせ:青少年対策室 048-258-1115

◆青少年育成委員制度について

地域における青少年の健全な育成のため、各町会・自治会で「青少年育成委員会」を任意で組織し、愛のひと声・あいさつ運動、街頭パトロールなどの各町会・自治会で実施する活動への協力のほか、公民館地区青少年育成協議会の活動への協力など自主的な活動をお願いしています。

◆ごみの収集運搬等に関すること

各業務について、不明な点等ございましたら、各担当へお問い合わせください。

- ・ごみの処理事業の企画・計画(ごみの分け方・出し方、収集日カレンダーなど)
- ・ごみ集積所の不法投棄(事業系一般廃棄物)に係る指導
- ・ごみ減量、広報
- ・クリーン推進員

※上記のことは、資源循環課:048-228-5370まで

- ・3R推進活動等助成金
- ・集団資源回収団体助成金
- ・朝日環境センター・リサイクルプラザの施設見学

※上記のことは、リサイクルプラザ:048-228-5306まで

- ・家庭ごみの収集運搬(一般ごみ、資源物、粗大ごみ、小動物死体)
- ・ふれあい収集
- ・家庭系ごみ集積所の新設・移設・廃止

※上記のことは、収集業務課:048-251-1174まで

- ・ごみ集積所の不法投棄(家庭系ごみ)

※上記のことは、収集業務課(まち美化係):048-446-7525まで

- ・粗大ごみ収集の申し込み

受付時間 月曜日～金曜日(祝日、年末年始は除く)9:00～17:00

※上記のことは、収集業務課(受付専用ダイヤル):048-251-1111まで

- ・自己搬入に関するお問い合わせは以下の各センターへ


戸塚環境センター (一般・粗大ごみ、小動物死体) 048-295-0131

朝日環境センター (一般ごみ、資源物、小動物死体) 048-228-5300

◆川口市のごみ出しルール

資源循環課:048-228-5370

収集日当日は、朝8時30分までに集積所(ステーション)にごみを出してください。

品目	ごみ出し容器等	収集回数	出す場所	ご存じですか？
一般ごみ	透明又は 白色半透明袋	週2回	一般ごみ ステーション	「生ごみ」は「ひとしぼり」で、水分を切ってから出してください。ガラス等から見えないよう内側に入れてください。
有害ごみ	透明袋			蛍光管、 水銀体温計(家庭用のみ)
乾電池	専用ボックス	施設の開館時 随時	市役所・支所・ 公民館等	ボタン型乾電池、充電式電池は販売店に返却してください。
粗大ごみ		随時	戸別収集(有料)	一部、処分手数料が必要なものがあります。
資源物	びん、飲料かん、 金属類、ペットボトル、 繊維類	透明袋	資源物 ステーション	缶詰のかんは「金属類」に出してください。必ず、キャップをとって出してください。
	紙パック、新聞紙、 雑誌・雑紙、段ボール 紙製容器包装	直接「ひも」 でしばる		収集日が雨や雪の場合は、なるべく次回の収集日に出してください。
物	プラスチック製容器包装	透明袋	週1回 (毎週水曜日)	一般ごみ ステーション
				 プラマークが付いているものが対象となります。 プラマークの付いていないプラスチックについては、一般ごみ(40cmを超えるものは粗大ごみ)に出してください。

◆ごみの分け方・出し方を知りたいときは・・・？

「ごみの分け方・出し方」が載っているパンフレットを第一本庁舎、支所、公民館、行政センター等でお渡ししています。

また、住所ごとに収集日を検索したり、品目ごとに分け方や出し方を検索できる「ごみの分別ガイドアプリ」や、ごみ分別検索のできる「川口市公式ライン」も併せてご利用ください。

外国人向けにごみの出し方を分かりやすく説明するサイトもございます。是非ご利用ください。



ごみの分別アプリ



公式ライン

QR Translator



外国人向け
ポータルサイト

◆ごみ減量化のため3R(スリーアール)行動を 資源循環課:048-228-5370

3Rとは、①ごみの発生抑制(Reduce・リデュース)、②ものの再使用(Reuse・リユース)、③ものの再生利用(Recycle・リサイクル)という3つのRのことです。

環境への負荷を出来る限り低減させる資源循環型社会を構築するため、3Rの推進が必要となっています。

食品ロス(食べられるのに捨てられてしまう食品)の削減や、お買い物時のマイバックの持参など、皆さまで一人ひとりの意識・行動改革が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

◆3Rから地域コミュニティの活性化を！！ リサイクルプラザ:048-228-5306

町会・自治会における3R推進活動等(廃棄物の減量、リサイクル、ステーションの美化、不法投棄対策等のための活動)に対して、町会・自治会の加入世帯1世帯につき 400 円(上限)を乗じた額(1,000 円未満切り捨て)を助成しています。

また、町会・自治会や各種団体で行っている集団資源回収に対して、古紙類(新聞紙、雑誌類、段ボール)、繊維類の回収重量1kgにつき10 円を乗じた額を助成しています。

◆行事等で食品を提供する際の臨時出店届提出のお願い

食品衛生課:048-423-7889

川口市では、町会や自治会で開催される夏祭りや餅つきなどの行事における食中毒等の事故発生を防止するため、食品を提供する際には、臨時出店届の提出をお願いしています。

臨時出店届の様式は、保健所窓口又は川口市ホームページで入手できますので、開催日の概ね2週間前までに保健所に相談の上、提出をお願いします。

民生委員児童委員活動

お問い合わせ:福祉総務課 048-259-7647

◆民生委員児童委員の活動

令和6年2月1日現在、市内では601人の民生委員児童委員が活動しています。

民生委員児童委員は社会奉仕の精神に基づき、担当する区域において高齢者や障害のある方の安否確認や見守り、医療や介護の悩み、経済的困窮による生活上の心配ごとなど、様々な相談に応じています。

また、相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関とのつなぎ役になります。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員児童委員で、区域を担当する民生委員児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

民生委員協力員とは、民生委員活動の補佐・協力をするパートナーとして、民生委員児童委員自身と一緒に活動するうえで信頼できる人を設置できる制度です。川口市では、令和元年12月1日の一斉改選に合わせて協力員制度を開始しました。

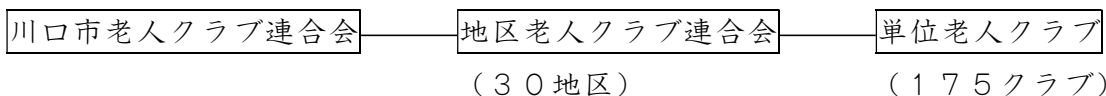
老人クラブ活動

お問い合わせ:社会福祉協議会:048-252-1294

◆川口市老人クラブ連合会組織

高齢者のかたが、老後の生活を健全で豊かにするため会員の教養の向上をはかることはもちろんのこと、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施しており、現在老人クラブは175クラブ会員10,868人、また各地区毎に30の連合会が結成されています。

・組織図



(地区数・単位老人クラブ数・会員数 令和5年4月1日現在)

◆川口市レクリエーション協会とは

本市のレクリエーション協会は、市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及と生活文化を推進するため、指導研究を行うことと併せて、各団体相互の研さん融和を図りつつ、健康で明るい産業都市の発展に寄与する事を目的に設立されております。

組織の構成は、公民館地区レクリエーション協会のほか、レクリエーション種目の団体も加盟した大きな組織体となっております。

◆川口市スポーツ推進委員とは

スポーツ推進委員は社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、かつその職務を行うために必要な熱意と能力を有する方で、市教育委員会から委嘱を受けた非常勤の公務員です。

スポーツの推進をするために、事業の実施に係る連絡調整や、市民のスポーツ推進のための指導や助言を行っております。



◆共同募金

1 赤い羽根共同募金

毎年全国一斉に行われる募金運動で、埼玉県では「つながりをたやさない社会づくり」をテーマに10月1日から3月31日を期間としています。民間の福祉施設・団体の活動支援を目的としており、町会・自治会の皆様にご協力をいただいています。

皆様からお預かりした募金は、埼玉県共同募金会に送金し、翌年度にそのうちの50%が川口市社協へ配分され、市内の19地区社協が行う地域福祉事業などのほか、社協だよりの発行やボランティア活動事業などに活用いたします。残りの50%は、県内の社会福祉施設(老人ホーム、障害者施設、小規模作業所など)の補修・備品整備、災害時のために使われます。

2 地域歳末たすけあい募金

毎年12月の1カ月間で行う募金活動で、この募金をもとに市社協・地区社協では高齢者・障害者等への各種支援事業を行っています。

◆社会福祉協議会会員制度

川口市社協では、市社協及び地区社協の活動を市民の皆様にご支援いただくことを目的に、会員へのご加入をお願いしています。

市民の皆様からいただいた会費の半分は各地区社協が実施する活動を通じて、お住まいの地域の福祉活動に活用されます。また、残りの半分はボランティア活動の推進や地域活動の支援など、市内全域の福祉活動に活用いたします。

<会員の種類>

- ・個人会員 年額1口 1,000 円
- ・施設・団体会員 年額1口 2,000 円(福祉施設・団体・ボランティア団体のかた等)
- ・賛助会員 年額1口 5,000 円(企業・団体・個人のかた)

<申し込み>

2月・3月を強化月間として、市内の地区社協を通じ、町会・自治会・分区の皆様にご加入活動のご協力をいただいています。

また、青木会館、やすらぎ会館、ボランティアセンター、市役所福祉部、子育て相談課、地域保健センター、支所等で年間を通して受け付けしています。

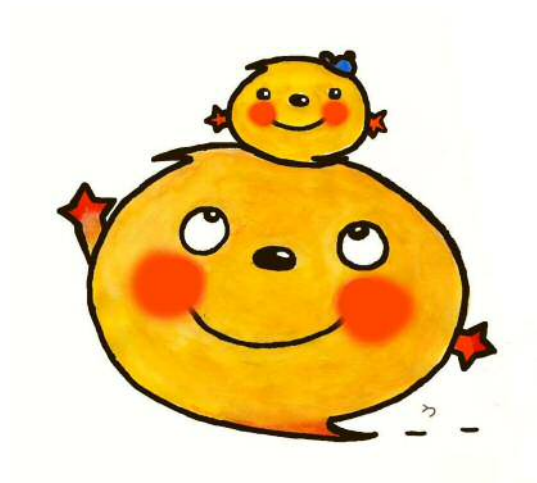
◆社協だよりの配布

「社協だより」は、年4回(1月・4月・7月・10月)発行している福祉の広報誌です。発行月の前月末日に運送業者を通じて、「広報かわぐち」と一緒に各町会・自治会の指定場所にお届けし、各世帯へ配布していただいています。

問い合わせ先一覧表

川口市役所	……048-258-1110
広報課	……048-259-7628
危機管理課	……048-242-6357
防犯対策室	……048-242-6361
自治振興課	……048-242-3621
交通安全対策課	……048-259-9023
福祉総務課	……048-259-7647
長寿支援課	……048-259-7651
青少年対策室	……048-258-1115
生活衛生課	……048-229-3913
食品衛生課	……048-423-7889
資源循環課	……048-228-5370
収集業務課	……048-251-1174
戸塚環境センター	……048-295-0131
朝日環境センター	……048-228-5300
リサイクルプラザ	……048-228-5306
鳩ヶ谷衛生センター	……048-281-5043
道路維持課	……048-280-1217
みどり課	……048-242-6335
公園課	……048-242-6337
文化推進室	……048-258-1116
スポーツ課	……048-259-7658
消防総務課	……048-261-8102(消防団組織関係) ……048-261-8103(防火防災訓練災害補償関係)
予防課	……048-261-8371
社会福祉協議会	……048-252-1294

※ 番号をよくお確かめのうえおかけください。



町会・自治会と市役所
企画・編集／川口市市民生活部自治振興課
令和6年4月発行